

# 申告相談日程

午前	8時30分～11時30分	午後	1時30分～4時30分
----	--------------	----	-------------

日 時		対象地区	会 場
2月	17日 (水)	午前	役場2階 会議室
		午後	
	18日 (木)	午前	
		午後	
	19日 (金)	午前	
		午後	
	22日 (月)	午前	
		午後	
	24日 (水)	午前	
午後			
25日 (木)	午前		
	午後		
26日 (金)	午前		
	午後		
27日 (土)	午前		
	午後		
28日 (日)	午前		
	午後		
3月	1日 (月)	午前	第 八 日 向
		午後	
	2日 (火)	午前	
		午後	

※上記の日程で都合がつかない方は、税務担当までご相談ください。

## ◇所得税の確定申告が必要な方

公的年金、営業、農業、不動産などの収入があり、所得税の納付や還付を必要とする方

なお、次の方は税務署での申告または相談をお願いします。

- ・ 居住用家屋を新築、増築などをして、初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方
- ・ 土地建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得等の分離課税となる所得がある方
- ・ 青色申告で所得税の精算が必要な方
- ・ 純損失、雑損失の繰越控除を受ける方
- ・ 消費税や相続税および贈与税に関する相談のある方

佐久税務署  
電話67-3460（代表）

## ◇住民税（村県民税）の申告が必要な方

令和3年1月1日現在で南相木村に住所がある方、居住している方は申告が必要です。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

- ・ 税務署へ確定申告書を提出される方
- ・ 収入が1か所からの給与または公的年金等だけで、支払者から「給与支払報告書」や「公的年金等支払報告書」が提出されている方
- ・ 収入がなく（非課税所得のみも含む）、村内に住所がある方の扶養親族になっている方